

## 平成24年度高知県医療施設近代化施設整備費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県医療施設近代化施設整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助の目的)

第2条 県は、医療資源の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、病院における患者の療養環境、医療従事者の職場環境及び衛生環境の改善並びにへき地及び都市部の診療所の円滑な承継のための整備を促進し、医療施設の経営の確保を図るため、病院の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費に要する経費を予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、「医療施設近代化施設整備事業の実施について」（平成5年12月15日付け健政発第786号厚生省健康政策局長通知）に基づき日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会その他知事が適当であると認める者（地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「補助事業者」という。）が開設する医療施設の患者療養環境、医療従事者職場環境、衛生環境等の改善のための医療施設近代化整備事業（以下「補助事業」という。）とする。ただし、次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園の工事並びに通路の敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、整備費として適当であると認められない費用

### (補助率及び補助額の範囲)

第4条 補助金の交付額は、次に掲げるところにより算出するものとする。

- (1) 別表第1の第2欄に掲げる補助基準額と同表の第3欄に掲げる補助対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じた額を交付額とする。

(補助金交付申請書)

第5条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的以外の用途に使用してはならないこと。
- (2) 補助金に係る工事に着手したときは、別記第2号様式による工事着工報告書を工事に着手した日から5日以内に知事に提出しなければならないこと。
- (3) 補助事業の内容(用途、規模、構造、規格等をいう。)を変更する場合は、事前に別記第3号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、補助金額の20パーセント以内の減額の範囲内で、かつ、規模、構造又は規格が違って同等の機能を果たすと認められる場合は、この限りでない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (7) 前号の規定により知事の承認を受けて補助事業に係る財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (10) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附

金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

- (11) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (12) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
- (13) 補助金の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (14) 病床過剰地域において補助事業者が新築建替えを行う場合は、整備区域の病棟の病床数を10パーセント以上削減し、そのまま病院全体の医療法(昭和23年法律第205号)の規定による許可病床数を削減すること。
- (15) 高知県産材利用推進方針に基づき、県産材を活用した施設の木造及び木質化並びに備品等の木質化に努めるものとする。
- (16) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、補助事業を遂行するために必要があると知事が認めて指示した事項

#### (補助金の交付の決定)

第7条 知事は、規則第3条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

#### (実績報告)

第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならないものとし、この場合において、補助事業が翌年度にわたるときは、翌年度の4月10日までに別記第5号様式による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じ

て得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。次項において同じ。)が確定した場合は、その金額を別記第6号様式により速やかに知事に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。

- 3 知事は、前項の報告があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(補助金の返還等)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき。
- (2) 支出額が予算に比べて著しく減少したとき。
- (3) 補助事業者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。
- (4) 補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

(情報の開示)

第10条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年 月 日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成26年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第5号から第9号まで、第8条第2項及び第3項、第9条並びに第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

1 区分	2 補助基準額	3 補助対象経費	4 補助率
<p>医療施設近代化施設</p>	<p>次により算定された額の合計額とする。</p> <p>1 病院(改修により療養病床を整備する病院を除く。) ア及びイに掲げる基準面積(ア+イ)に別表第2に定める単価を乗じた額とウにより算定された額との合計額とする。</p> <p>ア 病棟整備 (ア) 1床ごとの病室面積を6.4平方メートル以上かつ1床当たりの病棟面積を18平方メートル以上確保する場合 25m<sup>2</sup>×整備後の整備区域の病床数 (イ) 1床ごとの病室面積を5.8平方メートル以上かつ1床当たりの病棟面積を16平方メートル以上確保する場合 22m<sup>2</sup>×整備後の整備区域の病床数</p> <p>イ 平成5年12月15日付け健康政発第786号厚生省健康政策局長通知の別紙「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の3の(1)の加算条件のうち⑩に該当する場合</p>	<p>医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等につながる次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>1 病院(改修により療養病床を整備する病院を除く。)</p> <p>ア 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)</p> <p>イ 次に掲げる整備のうち厚生労働大臣が認める部門 (ア) 患者療養環境改善整備 (イ) 医療従事者職場環境</p>	<p>100分の33</p>

<p>(7) 整備区域の病床数を20パーセント以上削減する場合  <math>25\text{ m}^2 \times</math>整備後の整備区域の病床数</p> <p>(イ) 整備区域の病床数を20パーセント未満削減する場合  <math>15\text{ m}^2 \times</math>整備後の整備区域の病床数</p> <p>ウ 平成5年12月15日付け  健政発第786号厚生省健康政策局長通知の別紙「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の3の(1)の加算条件のうち㉑に該当する場合  電子カルテシステムを整備する場合  1床当たり 588,000 円×整備後の整備区域の病床数</p> <p>2 改修により療養病床を整備する病院  1床当たり 2,935,000 円×整備後の療養病床の病床数  (1, 2の病院の整備事業において、整備区域の整備後の病床数は1病院150床(公的団体及び持分のない法人は、300床)を限度とする。)</p> <p>3 結核病棟改修等整備事業  ア及びイに掲げる基準面積(ア+イ)に別表第2に定める単価を乗じた額とする。  ア 病棟整備  (ア) 1床ごとの病室面積を6.4平方メートル以上かつ1床当たりの病棟面積を18平方メートル</p>	<p>改善整備</p> <p>(ウ) 衛生環境改善整備  (エ) 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備  (オ) 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備</p> <p>ウ 電子カルテシステムの整備</p> <p>2 改修により療養病床を整備する病院  (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)</p> <p>3 結核病棟改修等整備事業  (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)</p>	
---	--	--

<p>ル以上確保する場合</p> <p>2 5 m<sup>2</sup> × 整備後の整備区域の 病床数</p> <p>(イ) 1床ごとの病室面積を5.8平方メートル以上かつ1床当たりの病棟面積を16平方メートル以上確保する場合</p> <p>2 2 m<sup>2</sup> × 整備後の整備区域の 病床数</p> <p>イ 陰圧化等空調整備を併せて行う場合</p> <p>1 5 m<sup>2</sup> × 整備後の整備区域の 病床数</p> <p>4 診療所</p> <p>ア 承継に伴う診療所</p> <p>次に掲げる基準面積に別表第2に定める単価を乗じた額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無床の場合 1 6 0 平方メートル</li> <li>・ 有床の場合</li> <li>5床以下の場合 2 4 0 平方メートル</li> <li>6床以上の場合 7 6 0 平方メートル</li> </ul> <p>イ 改修により療養病床を整備する病院</p> <p>1床当たり 2,935,000 円 × 整備後の療養病床の病床数</p> <p>5 療養病床療養環境改善事業</p> <p>(1)及び(2)に掲げる基準面積((1) + (2))に別表第2に定める単価を乗じた額と(3)により算出</p>	<p>4 診療所</p> <p>(診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰所玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室等)ただし、改修等により療養病床を整備する診療所にあつては、次のとおりとする。</p> <p>(病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)</p> <p>外来部門を除く。</p> <p>5 療養病床療養環境改善事業</p> <p>(機能訓練室、患者食堂、浴室、附属設備等)</p>	
---	---	--

された額との合計額とする。

(1) 機能訓練室

1 施設当たり

40平方メートル

(2) 患者食堂

療養病床1床当たり

1平方メートル

(3) 浴室

浴室1箇所当たり

8,581,000円

ただし、特に知事が必要であると認める場合は、17,162,000円とする。

6 介護老人保健施設及び診療所

病院又は有床診療所の病床を廃止（この場合は、診療所の併設が必要）又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合

ア 介護老人保健施設

整備する介護老人保健施設の入所定員数（削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする）×1床当たり単価

（1床当たり単価）

新築 3,031,000円

改築 3,637,000円

改修 1,516,000円

イ 病院又は有床診療所を廃止し、介護老人保健施設に併設する診療所を整備する場合

次に掲げる基準面積に別表第2に定める単価を乗じた額とする。

基準面積

6 介護老人保健施設及び診療所

ア 介護老人保健施設

整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（6の交付金の対象除外）にかかわらず、工事施工のため直接必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等）をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセント相当する額を限度額とする。）

ただし、別の負担（補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工



<p>160平方メートル</p>	<p>事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。)</p> <p>イ 診療所  (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰所玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室等)</p>	
------------------	--	--

(注) 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

別表第2（第4条関係）

1平方メートル当たりの単価表

	鉄筋コンクリート	ブロック	木造
病院	151,900円	132,600円	
診療所（一般）	126,000円	109,800円	126,000円
診療所（離島）	134,900円	117,900円	134,900円

（注）建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

別表第3（第6条、第7条、第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。